

令和 8 年熊本地震日本水道協会救援本部
対応状況取りまとめ報
(第 26 報)

1. 救援本部の設置

- (1) 名 称 令和 8 年熊本地震日本水道協会救援本部(略称：救援本部)
- (2) 設置日時 令和 8 年 7 月 28 日(火) 16 時 45 分
- (3) 設置場所 日本水道協会 8 階 第 4 会議室(東京都千代田区九段南 4-8-9)

2. 現地対策本部の設置

- (1) 名 称 令和 8 年熊本地震日本水道協会現地対策本部
- (2) 設 置 日 令和 8 年 7 月 29 日(水)
- (3) 設置場所 熊本市上下水道局内会議室(熊本市中央区水前寺 6 丁目 2-45)
- (4) 構 成 員 日本水道協会九州地方支部長(福岡市水道局)、熊本県支部長(熊本市上下水道局)
日本水道協会現地調整隊

3. 現地対策本部連絡会の開催

各被災水道事業体の情報共有を図り、効率的な応急活動とするため、現地対策本部連絡会を開催する。

- (1) 開 催 日 令和 8 年 8 月 5 日(水)以降、毎日定例的に開催(オンライン併用)
- (2) 出 席 者 現地対策本部(福岡市、熊本市、日水協現地調整隊)
応急給水幹事応援事業体(名古屋市、大阪市、広島市、北九州市)
応急復旧幹事応援事業体(福岡市、北九州市、熊本市、鹿児島市)

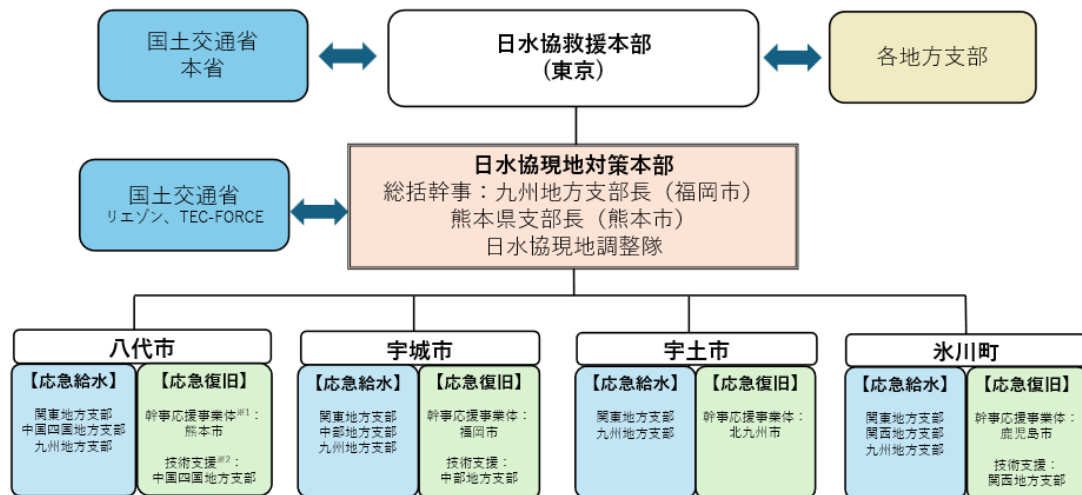
4. 現地調整隊(本部)及び先遣調査隊(支部)の派遣

- ・ 7/28 九州地方支部より、熊本県支部(熊本市上下水道局)に先遣調査隊 3 名を派遣
- ・ 7/29 日本水道協会救援本部より、熊本県支部(熊本市上下水道局)に第 1 次現地調整隊 2 名(7/29-8/3)を派遣
九州地方支部より、熊本県支部(熊本市上下水道局)に先遣調査隊 3 名を派遣
- ・ 8/3 日本水道協会救援本部より、熊本県支部(熊本市上下水道局)に第 2 次現地調整隊 3 名(8/3-8/8)を派遣
- ・ 8/8 日本水道協会救援本部より、熊本県支部(熊本市上下水道局)に第 3 次現地調整隊 3 名(8/8-8/13)を派遣
- ・ 8/13 日本水道協会救援本部より、熊本県支部(熊本市上下水道局)に第 4 次現地調整隊 3 名(8/13-8/18)を派遣
- ・ 8/18 日本水道協会救援本部より、熊本県支部(熊本市上下水道局)に第 5 次現地調整隊 3 名(8/18-8/23)を派遣

5. 応急給水・応急復旧支援体制

8/3 日本水道協会救援本部、九州地方支部長の協議により、「令和 8 年熊本地震における日本水道協会の支援体制」を決定

R8熊本地震における日本水道協会の支援体制（応急給水・応急復旧）



※1 幹事応援事業体は、被害調査（漏水調査含む）、工事業者帯同による復旧班の派遣及び被災市町との窓口として連絡調整等を実施する

※2 大規模な復旧が必要となる八代市・宇城市・氷川町に対しては、早期復旧に向けた復旧計画の策定・実施等に対する技術支援を実施する

※ 上記以外の被災事業体については、要請に応じて支援体制を検討する

6. 応急給水状況(8/21 22:00 現在)

(1) 給水車活動状況 合計：101 台

(九州地方支部 33 台、中国四国地方支部 34 台、関西地方支部 14 台、中部地方支部 10 台、関東地方支部 10 台)

※応援要請台数 108 台 (九州 38、中国四国 35、関西 15、中部 10、関東 10)

被災水道事業者				応援水道事業者					応援開始日
都道府県	台数	事業者名	台数	地方支部	台数	都道府県	事業者名	台数	(当該被災事業者での 応援開始日)
熊本県	101	八代市	54	関東地方支部	6	東京都	東京都	2	8/3～
						神奈川県	横浜市	1	8/4～
							川崎市	1	8/7～
						埼玉県	さいたま市	2	8/15～
				関西地方支部	5	兵庫県	神戸市	1	7/30～
							新温泉町	1	8/20～
						滋賀県	長浜水道企業団	1	8/18～
						京都府	宇治市	1	8/17～
						奈良県	奈良県広域水道企業団	1	8/4～
				中国四国地方支部	31	広島県	広島市	4	8/3～、8/6～（宇城市から）
							広島県水道広域連合企業団	2	8/3～、8/6～（宇城市から）
							福山市	1	8/4～
							尾道市	1	8/2～
							呉市	1	8/20～
						岡山県	岡山市	2	8/6～宇城市から
							倉敷市	1	7/30～
							玉野市	1	8/14～
						鳥取県	倉吉市	1	8/12～
						島根県	松江市	0	7/30～
							安来市	0	8/20～
							出雲市	1	8/20～
						山口県	下関市	1	8/12～
							下松市	1	8/12～
							山陽小野田市	1	8/12～
							長門市	1	8/12～
							萩市	1	8/12～
							和木町	1	8/12～
							柳井地域広域水道企業団	1	8/18～
						香川県	香川県広域水道企業団	2	8/6～宇城市、宇土市から
						愛媛県	松山市	1	8/2～
							今治市	1	8/8～
						徳島県	徳島市	1	8/6～
							鳴門市	1	8/19～
						高知県	高知市	1	7/30～宇城市から
							須崎市	1	8/6～宇土市から
							四万十市	1	8/6～熊本市から
				九州地方支部	12	福岡県	福岡市	1	7/29～
							田川広域水道企業団	1	8/19～
							大牟田市	0	7/29～、8/19～待機
							大野城市	0	8/10～、8/17～待機
						大分県	宇佐市	0	7/30～
							日田市	1	8/10～
							竹田市	1	8/20～
							佐伯市	1	7/30～
						宮崎県	日南市	1	7/29～
							日向市	1	8/14～宇土市から、8/21～待機
							都城市	1	7/29～、8/21～待機
							小林市	1	8/10～、8/21～待機
						鹿児島県	伊佐市	1	8/4～
							出水市	1	7/29～、8/19～宇土市から、8/21～待機
							姶良市	1	8/13～

熊本県		八代生活環境事務組合	5	九州地方支部	5	鹿児島県	日置市	1	8/6～、8/19～待機	
							指宿市	1	8/14～	
						熊本県	玉名市	0	8/8～、8/19～待機	
						長崎県	大村市	0	8/15～、8/19～待機	
							長与市	0	8/17～、8/19～待機	
						大分県	臼杵市	0	8/15～、8/19～待機	
						佐賀県	佐賀市	1	8/15～、8/19～待機	
							佐賀東部水道企業団	1	8/15～、8/19～待機	
						福岡県	久留米市	0	8/15～、8/19～待機	
						沖縄県	那覇市	1	8/1～	
	宇城市	24	関東地方支部	4	神奈川県	神奈川県	1	8/9～熊本市から		
						横浜市	1	8/9～八代市から		
					千葉県	千葉県	2	8/4～八代市から		
					中部地方支部	10	愛知県	名古屋市	2	8/14～
								豊橋市	0	8/14～
								一宮市	1	8/21～
							富山県	富山市	1	8/17～31
							長野県	岡谷市	1	8/17～
							新潟県	新潟市	1	8/16～
								長岡市	1	8/15～
							静岡県	浜松市	1	8/18～
								静岡市	1	8/19～
					石川県	金沢市	1	8/18～		
					中国四国地方支部	2	広島県	福山市	1	8/6～八代市から
							岡山県	高梁市	0	8/18～
								吉備中央町	1	8/21～
					九州地方支部	8	福岡県	春日那珂川水道企業団	1	7/30～
							長崎県	平戸市	1	8/18～
							佐賀県	佐賀西部広域水道企業団	1	7/30～
							熊本県	荒尾市	1	8/6～八代市から
								大津菊陽水道企業団	1	8/11～
							宮崎県	延岡市	1	7/31～熊本市から
								宮崎市	1	8/6～八代市から
	沖縄県	浦添市	1	8/3～						
	氷川町	10	関西地方支部	9	大阪府	大阪広域水道企業団	1	8/7～		
						大阪市	2	7/29～		
						豊中市	1	8/11～		
						堺市	1	8/6～		
						泉佐野市	1	8/18～		
					京都府	京都府	1	8/5～		
					奈良県	奈良県広域水道企業団	0	7/31～		
					和歌山県	新宮市	0	8/14～		
						高野町	1	8/19～		
						紀の川市	1	8/18～		
					中国四国地方支部	1	愛媛県	四国中央市	1	8/8～八代市から
					宇土市	8	九州地方支部	8	福岡県	北九州市
		福岡県南広域水道企業団	1	7/30～						
		大牟田市	1	8/21～八代市から						
		久留米市	1	8/21～八代生活環境事務組合						
	長崎県	長与市	1	8/21～八代生活環境事務組合						
		雲仙市	1	8/19～						
	熊本県	玉名市	1	8/21～八代生活環境事務組合						
大分県	臼杵市	1	8/21～八代生活環境事務組合							

(2) 今後の予定

今後の給水車の配車計画（8月末まで）については、改めて現地対策本部にて作成予定。

7. 応急復旧状況(8/21 9:00 時点)

(1) 応急復旧活動状況 合計：71 班

派遣先自治体	応援事業体	派遣内容	班数	人数		
				事業体	業者	合計
八代市	熊本市	指揮班	2	4		4
		漏水調査	3	6		6
		修理班	6		40	40
	広島市	技術支援	1	3		3
	小計		12	13	40	53
宇城市	福岡市	指揮班	1	1		1
		漏水調査	1	3		3
		修理班	1	3	7	10
	大分市	漏水調査	1	4	3	7
		修理班	1		4	4
	宇城市	修理班	4		20	20
	名古屋市	技術支援	1	3		3
	久留米市	修理班	1	2	5	7
	小計		11	16	39	55
宇土市	北九州市	指揮班	1	1		1
		漏水調査	2	6		6
	宇土市	修理班	8		32	32
	小計		11	7	32	39
氷川町	鹿児島市	指揮班	1	1		1
		漏水調査	1	3		3
		修理班	1		8	8
	宮崎市	指揮班	1	2		2
		漏水調査	1	2		2
		修理班	1		6	6
	長崎市	指揮班	1	2		2
		漏水調査	1	2		2
		修理班	1		9	9
	別府市	指揮班	1	1		1
		漏水調査	1	1		1
		修理班	1		4	4
	鹿屋市	漏水調査	1	2		2
		修理班	1		4	4
	氷川町	修理班	6		24	24
	大阪市	技術支援	1	3		3

派遣先自治体	応援事業体	派遣内容	班数	人数		
				事業体	業者	合計
氷川町	日田市	指揮班	1	1		1
		漏水調査	1	2		2
		修理班	1		4	4
	和歌山市	指揮班	1	2		2
		漏水調査	1	1		1
		修理班	1		6	6
	久留米市	指揮班	1	1		1
		漏水調査	1	2		2
	築上町	漏水調査	0	0		0
	都城市	指揮班	0	0		0
		漏水調査	0	0		0
	霧島市	総括班	1	1		1
		漏水調査	1	1		1
		修理班	1		5	5
	小計		32	30	70	100
上天草	福岡市	漏水調査	1	3		3
		修理班	1	3	8	11
	福岡地区 水道企業団	漏水調査	1	2		2
	大分市	漏水調査	1	3		3
	佐賀市	漏水調査	1	3		3
	小計		5	14	8	22
合計			71	80	189	269

(2) 応急復旧要請まとめ

8/3 理事長から中部、関西、中国四国地方支部へ技術支援を要請

8/4 中部：名古屋市、関西：大阪市、中国四国：広島市が現地にて活動開始

8/7 理事長から関西地方支部長の大阪市へ漏水調査班4班・応急復旧班4班を要請

(東大阪市、京都市、奈良県広域水道企業団、和歌山市)

8/9 京都市・漏水調査活動開始

8/11 東大阪市・漏水調査・修理班活動開始

8/13 奈良県広域水道企業団・漏水調査・修理班活動開始

8/14 京都市・修理班活動開始

和歌山市・漏水調査・修理班活動開始

○関西地方支部4班による復旧活動の終了時期については、九州地方支部からの引き上げの要請を受け、関西地方支部との調整を経て、以下のとおり整理した。

- ・東大阪市活動終了（8/19まで）
- ・京都市活動終了（8/19まで）
- ・奈良県広域水道企業団活動終了（8/17まで）

- ・和歌山市活動終了（8/21 まで）

8. その他

(1) 独立行政法人水資源機構との協定活用状況（可搬式浄水装置）

7/30 「災害時における支援活動に関する協定」（独立行政法人水資源機構）に基づき、八代生活環境事務組合より可搬式浄水装置の派遣要請。

8/4 「氷川町竜翔センター」に可搬式浄水装置を設置完了し給水開始。

(2) 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会との協定活用状況

7/29 日本水道協会救援本部より全旅連に「災害時における宿泊施設の情報提供に関する協定」に基づき情報提供要請書を発出。

⇒ 7/30～8/7 までに計 8 報の宿泊可能施設名簿を受領・各応援支部へ情報提供

⇒ 8/7 の送付をもって定期的な情報提供は終了

(3) 緊急度の高い病院、社会福祉施設等への施設給水に係る費用

以下の内容を日水協現地対策本部経由で 8/6 に応援事業体へ周知した。

【内容】

現地応急給水支援本部（熊本県庁）からの情報に基づき施設給水を実施した場合についても、当該施設が所在する市町村から日水協に応援要請があったものとみなすこと、当該活動に係る費用について災害救助法の対象経費として取り扱うことを国土交通省に対し要請した。